

夜間宿所（シェルター）の利用の仕方

「ベッド固定利用で明るい未来」は、正しい提案か。

二段ベッドの夜間宿所から、生活保護の活用で豊かになろう

「次善の策」では、いくら改善しても「問題の解決」にはなりえない

ビラの読者からの提案について考える

夜間学校のビラを配っていると、時々、声を掛けられます。定額給付金の振り込みがあった、あるいは、現金支給日の通知が届いた、という報告。そして、待っているけど何も届かないという苦情。話を聞くと役所へ電話もせず、申請書すら見たことがないと。無から有は生じない。正しい情報に基づいた行動が必要です。

夜間宿所の利用の仕方について、「ベッドを固定して使えるようにすれば、毎日、列に並ばなくても良いし、自分が使うベッドだから清潔にするだろう、二週間に一回くらい、上と下は替える必要はあるだろう」という、希望というか意見が寄せられています。

確かに、夜間宿所を長い年月にわたって継続的に利用している人々が存在しています。その人たちには、ベッドの固定利用はふさわしいかも知れません。

しかし、夜間宿所のベッドの一つは、これから先死ぬまで、利用し続けるに値する空間なのでしうか。

勿論、提案した人も、死ぬまでの利用を考えているわけ

ではなく、「生活保護に行くまでの間」といつておられました。

その期間は、一ヶ月なのでしうか、半年なのでしうか、それとも一年……。

そもそも「あいりん臨時夜間緊急避難所」夜間宿所「シェルター」は、世間に、あるいは、釜ヶ崎に、一定の仕事がある、仕事に戻ってくるという前提で臨時に設置されたものです。

いうまでもないことですが、釜ヶ崎は日雇労働者の街とされてきました。朝五時、夜間宿所を出てセンターに行き、仕事を探して、仕事にありついたら簡宿へ、仕事にありつけなければ再び夜間宿所に泊まるという、いくらか仕事があることを前提とした利用形態が考えられていました。2〜3ヶ月はおろか、一年も二年もほとんど毎日利用するという形は想定外。

釜ヶ崎で野宿を余儀なくされる人が増え、対策要求行動が始まって夜間宿所が出来るまでに長い前史があるのですが、短くいえば、「公的就労で収入確保、野宿をしなくてすむ生活を」というのが基本的な要求で、寝場所確保は、就労制度が確立するまでの繋ぎ対策という考え方でした。行政も、運動の側も夜間宿所の長期固定は、原則としては考えていなかった。

しかしながら、生活を支えるだけの収入が得られる制度は勝ち取れませんでした。結局、「次善の策」である夜間宿所が、10年も存続することになったのです。

百年に一度といわれる不況で再び大失業時代。しかし、働く場を求めるものに、具体的な働く場は提供されず、働く場から押し出されたままです。

かつては、個々の野宿ではなく、「集団野営で仕事よこせ闘争を」と呼びかけられましたが、今また、そうすべきでしょうか。

以前と現在の違いは、生活保護制度の活用のしやすさにあります。年齢に関係なく、元気であろうとも、困窮の事実に基づいて生活保護を申請し、受給することが出来ます。施設保護や入院に限らず、アパート・マンションでの居宅保護が主流となっています。

そんな時代に、野宿しながら、夜間宿所に泊まりながら、炊き出しを食べながら、「仕事よこせ」というのは、状況に合っていないように思えます。

生活保護制度を活用し、住居を確保して、毎月の生活費の心配がない状態で、「仕事よこせ」と言い続けることが、理にかなったことなのではないでしょうか。生活保護受給者は「準公務員」といわれることがあります。保護費を、準公務員に對する手当てだと考えれば（少し、安すぎますが）、地域社会で求められる無償労働（ボランティア）に従事することで、立派に準公務員として生き続けることが出来るはずだと思います。この考え、どう思いますか？

生活保護は、無差別平等、困窮の事実に基づいて、誰でも活用することが出来ます。

65歳以上でなければ、あるいは病気でないから受けられない、というのはウソです。

大阪市立更生相談所（市更相）は、阪堺線の東側、公衆便所横のガードを東に抜けて、交差点を渡ったところにある建物です。

医療センター（大阪社会医療センター）は、「ある時払いの催促無し」、借用書で受診できる医療機関です。市更相あるいは西成労働福祉センターで診療依頼券をもらってから行く必要があります。

医療センターは、センターの建物外の東側に入り口があります。

「自助努力援助のための手引き書—生活保護は怖くない」（無料）をまだ受け取っていない人は、声を掛けてください。手引き書を読んだ後は、役所で保護申請、不動産屋へ。

定額給付金申請書を手に入れた人

で、現金支給希望の人は、郵送でなく、直接、西成区役所へ提出してください。現金支払日は指定された日になります。通知が届きます。

西成労働福祉センターに申請書が

届くよう手続きした人は、必ず、窓口

に届いたかどうか確認してください。

8月末までには、センター預かり分

をゼロにしたいということです。

不動産屋さん紹介（気軽に相談を。しかし、真剣に）

※ 二葉商事さん（電話~~06-6561-4392~~）

鶴見橋商店街の奥（西の端）。敷金不要の今すぐ入れる物件もあります。勿論、風呂付き敷金要の物件も。とりあえず電話で時間を決めて、その後の段取りを決めましょう。

※ フラップさん（電話~~06-6658-8888~~）

26号線花園交差点、イズミヤの南6~7メートル。西成区以外の物件もあります。

必ず、実物（部屋）を2~3見て比較、周囲の環境を考えて、得心して決めましょう。